報告者の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）支払又は支払の受領（国際収支項目番号が記入要領１に該当する場合に限る。）　（単位：百万円・千通貨単位）

支払又は支払の受領の目的	取引の相手方の業種	受払の区分	合計	取引の相手方の所在国又は地域（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体の所在国又は地域）						
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								
国際収支項目番号：	業種番号：	支　　払								
支払又は支払の受領の目的：		支払の受領								

（記入要領）１　支払又は支払の受領（以下「支払等」という。）の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合に報告すること。

２　「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第１に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。

３　「取引の相手方の業種」欄には、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合、本省令別表第３に定める業種番号を記入すること。

４　月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別かつ業種番号別に集計すること。

５　「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引（支払等の原因となった取引をいう。）の相手方（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体）の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。

６　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

７　債権債務の相殺による支払等（現物による決済を含む。）についても報告を要する。この場合、相殺に係る債権及び債務の総額（相殺尻として決済する部分を含む。）について本報告書により国際収支項目ごとに分類して報告し、相殺尻の支払等については国際収支項目番号を「491（貸借記又は相殺の決済尻）」として支払等の報告を行うことができる。

（日本工業規格Ａ４）